議案番号	件名
提案課名	内容
議案第33号	三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	【関係法令】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
	【趣 旨】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
こども支援課	【内 容】 引用法令の整備(第15条第1項第2号) (改正前)認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項(改正後)認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 【施行期日】 平成30年4月1日